

2009年11月26日

国務大臣国家公安委員長

中 井 治 様

要 請 書

衆議院議員 照屋 寛徳

参議院議員 山内 徳信

国民の治安維持と国民生活の安全確保のために昼夜を分かたぬご奮闘を下さり、心から敬意を表します。

さて、沖縄県読谷村で発生した米陸軍トリイ基地所属2等軍曹を容疑者とする「ひき逃げ死亡事件」発生から20日が経過しました。現在、容疑者の2等軍曹は米軍に身柄を確保され、基地内に禁足状態におかれています。ところが、容疑者の2等軍曹は沖縄県警による任意出頭及び体液・唾液の任意提出を拒否し、捜査に多大な支障が生じているものと思慮されます。

「ひき逃げ死亡事件」という極めて悪質かつ重大事件でありながら、任意捜査も行き詰まり、強制捜査も実現できない現状に、多くの県民が不安と怒りを強くしています。

よって、下記事項について速やかに実現されるよう要請致します。

記

1. 適正な捜査実現のため、米軍に対し実効ある捜査協力を求める指揮体制を執ること。
2. 米軍に対し、日米地位協定に基づく「犯罪通報」を速やかに求めること。
3. 容疑者の2等軍曹が関係者と口裏合わせの証拠隠滅等がなきよう基地内における「禁足」状態を監視すること。
4. 起訴前の身柄引き渡しを求めるなど強制捜査も視野に捜査を進めること。